

情報セキュリティ強靱化事業仕様書兼入札説明書

平成28年7月

秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会

1 事業名

情報セキュリティ強靱化事業

2 共同調達及び事業の背景と目的

秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会（以下「協議会」という。）は、秋田県町村会に事務所を置く協議会である。

平成25年度、26年度に希望する町村でパソコン等の共同調達を行い、各町村における経費負担の軽減、事務手続きの簡素化、住民サービスの向上を推進してきた。

平成27年11月に総務省の自治体情報セキュリティ対策検討チームの報告書において、個人番号利用事務について、外部ネットワークからの切り離しに加え、業務端末を利用する際の認証方法など、ハードウェアへのセキュリティ強化を行うよう示された。

個人番号利用事務においては、業務端末への二要素認証の導入とデータの持ち出し管理機能を備えることなどが必須となることから、協議会において一括して事業者選定を行うことにより、各町村の経費負担軽減を目的とする。

3 共同調達について

- (1) 協議会の実施する共同調達とは、協議会の会員である1以上の町村（以下、参加団体と言う）が共同で電算関連物品等（以下、物品等と言う）の調達を行うことを言う。
- (2) 本事業は、共同調達により行うものとし、入札は協議会が執り行い、契約は原則として各参加団体と落札事業者の間で個別に委託契約を締結する。
なお、契約についての詳細は、9. に示すとおりである。
- (3) 本事業における共同調達の参加団体は以下の町村である。
 - ・小坂町
 - ・上小阿仁村
 - ・三種町
 - ・八峰町
 - ・五城目町
 - ・大潟村
- (4) 競争入札に付する調達の内容
別紙「平成28年度情報セキュリティ強靱化事業 仕様書明細」に示す。

4. 本事業の仕様

- (1) 本事業の仕様は、別紙「平成28年度情報セキュリティ強靱化事業 仕様

書明細」に示すとおりである。

- (2) 仕様は参加団体が必要とする最低限の仕様を示しており、入札物品等の性能がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格とし、落札決定の対象から除外する。
- (3) 入札機器の性能等が機器仕様を満たしているか否かの判定は、協議会において、入札機器に係る提出資料の内容を審査して行う。

5. 入札参加資格要件

本調達における入札参加資格要件は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 全ての参加団体において競争入札に参加する必要な資格を有する者であること。
- (5) 全ての参加団体において指名停止又は指名保留処分（措置期間中を含む）を受けていない者であること。
- (6) 秋田県税、市町村税に滞納がない者であること。及び、社会保険に加入し、社会保険料の滞納がない者であること。
- (7) 入札参加者、入札参加者の役員又は入札参加者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められない者であること。

6. 入札に必要な提出書類

本事業における入札では、入札金額を記入した入札書の提出の前に、提案内容が本事業仕様を満たしているか事前審査を行う。

(1) 事前審査時提出書類

- ① 参加表明書（様式1） 1部
- ② 仕様書（様式任意） 1部
- ③ 作業体制届（様式2） 1部

本事業における契約者と納入・作業実施業者などとの関係がわかる体制図を明記すること。

- ④ 秋田県税、市町村税及び社会保険料の滞納がないことの証明書 1部

(2) 入札時提出書類

- ① 入札書（様式3）
- ② 委任状（様式4 入札日に出席する者が代理人である場合）

7. 入札参加に必要な書類の提出および結果の通知

（1）事前審査書類の提出

- ① 提出期限
平成28年8月1日(月)午後5時 必着
- ② 提出先
〒010-0951
秋田県秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館2階
電話 018-862-3851
秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会（秋田県町村内）
- ③ 提出方法
持参
- ④ 事前審査期間
平成28年7月20日(水)から平成28年8月2日(火)まで

協議会が必要と認めた場合には、入札参加希望者に対して個別にヒアリングを行ったうえ、提出書類の修正を求める場合がある。

事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、または、修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札に参加することはできない。

審査結果は、審査期間終了後、メールまたはFAXにより速やかに通知する。

8. 入札

（1）入札日時および場所

- ① 日時
平成28年8月9日（火）10時
- ② 場所
〒010-0951
秋田県秋田市山王四丁目2番3号
秋田県市町村会館 2階 特別会議室
- ③ 入札説明会の日時及び場所
実施しない。

（2）入札する金額

入札金額は、各参加団体の当該金額を合算して算出すること。

入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

(3) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式5）を平成28年8月5日（金）午後5時までに7（1）②の提出先に提出しなければならない。

(4) 入札の無効

以下の各項に示した入札は無効とする。

- ①入札参加資格にない者のした入札および入札の条件に違反した入札
- ②入札書記載の金額を加除訂正した入札
- ③伝送をもって送付してきた入札
- ④入札書に記名押印を欠く入札
- ⑤入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- ⑥同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- ⑦入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- ⑧記名押印を欠く入札
- ⑨その他、入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札事業者の決定方法

- ①開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとする。
- ②予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札事業者とする。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札を実施する。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出すること。
- ③落札事業者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札事業者を決定する。
- ④落札事業者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札事業者の決定を留保する場合がある。
- ⑤再度の入札でも落札事業者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うこととする。

(6) 入札結果の共同調達参加団体への通知

入札結果については、落札事業者決定後速やかに各参加団体に通知する。

9. 参加団体との契約

落札事業者と参加団体は、以下の手順に従い契約について協議を行うこととする。

① 契約形態

参加団体が落札事業者との間で委託契約または売買契約を締結し、代金は参加団体が落札事業者に対して直接支払うこととする。

契約方法については、参加団体と落札業者との協議の上決定する。

② 契約年度、契約日および契約期間

契約年度は平成28年度内とし、契約日および契約期間は、参加団体の指示するところによるものとする。

③ 納入期限および納入場所等

ア 業務完了日は参加団体が定め、契約書に記載されるものとする。

イ 契約の完了検査等は、落札事業者と参加団体との間で行うこととする。

④ 支払期限および支払方法

参加団体が、契約書に記載された期日までに落札事業者に対し口座振込にて一括で支払う。

10. 機密保持

(1) 本事業により知り得た情報（個人情報を含む）を第三者に提供したり、また不当な目的に利用してはならない。

(2) 本事業の実施に必要な資料は、本業務以外に使用したり、第三者に提供してはならない。

11. 再委託の禁止

落札者は、本事業に係る業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

12. その他

(1) 本事業において調達する機器およびソフトウェアは、原則として入札時点で製品化されていることが必要である。

(2) 提案に際しては、仕様をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを具体的かつ明確に仕様書に記載すること。

なお、記載内容はカタログ等の添付資料によって裏付けること。

(3) 物品等に係る機器仕様書は以下の形式で1部提出すること。

- ①機器一覧、カタログ等から構成し、ファイルに綴じること。
 - ②カタログ等にはインデックスラベル等で通し番号（以下「カタログ番号という。」をつけること。
 - ③機器一覧にはカタログ番号への参照をつけること。
 - ④機器一覧、カタログの整合性に留意し、機器名・型番などに食い違いが生じないように十分吟味すること。
- (4)「情報セキュリティ強靱化事業共同調達仕様書兼入札説明書」について質疑がある場合は、質問書（様式6）を平成28年7月28日(木)午後5時（期限厳守）までに下記へ電子メールで問い合わせること。
- 問い合わせにあたっては、業者名、問い合わせ者の氏名・所属・メールアドレスを必ず明記すること。
- 問い合わせ先：秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会（秋田県町村会内）
- 担 当：佐藤
- メール：sato@akita-chosonkai.gr.jp
- 電 話：018-862-3851
- 提出された質疑およびその回答は、秋田県町村会ホームページ内に掲載する。
なお、当該回答文書の記載内容は、本仕様書に対して追加又は修正したものとみなす。
- 秋田県町村会ホームページ
<http://www.akita-chosonkai.gr.jp/>
- (5) 提出する「仕様書」には表紙を必ずつけること。
 - (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (7) 今回の応札に関する事務経費は、全て指名された業者負担とし、また、提出された書類等は全て返還しないものとする。
 - (8) 入札保証金は、免除する。